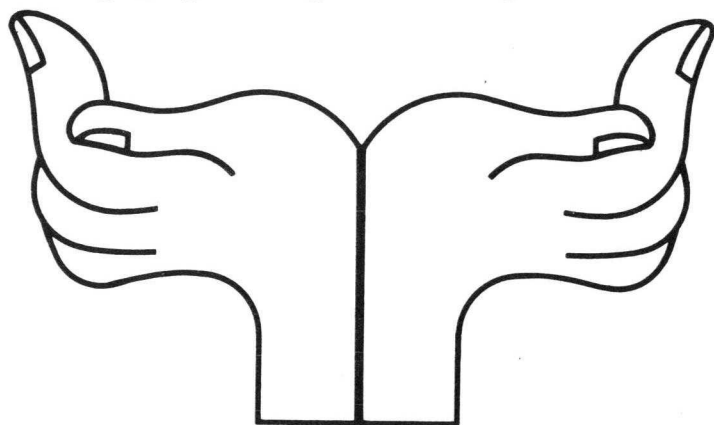


民闘連

ニュース

1980. 10 第 31 号



目 次

■ 日立就職差別裁判闘争勝利 6 周年記念集会	1
新たな闘いを、5 年をふり返って 朴鐘碩	1
日立諮問委員会報告	5
■ 民族差別を助長し「皇国史観」を強要する旺文社	8
旺文社あて公開質問状	11
旺文社の回答書	13
■ 「民族差別に殺された少年」上福岡三中事件	16
林賢一君に対する上福岡三中、上福岡市教委の謝罪文	19
■ ミニ情報	27
■ 編集後記	32

発行

民族差別と闘う連絡協議会

日立就職差別裁判闘争勝利 6周年記念集会

「日立就職差別裁判闘争勝利6周年記念集会」が6月22日の午後、在日大韓キリスト教川崎教会に参加者約70名が集まるなかで開催された。

今回の集会では、まず朴鐘碩氏（現在、コンピューター1級システム開発員として日立戸塚工場に勤務）から、在日韓国・朝鮮人として働ける職場作りへの取り組みが報告された。「バカでもチョンでもできる」・「オペチョン」といった差別発言が横行する職場の中であって、それを告発し、在日韓国・朝鮮人として働ける職場作りに取り組むに至った心境、また過去5年間の苦悩などが話され、「苦悩の中に入る喜び」と表現した彼の姿勢に、集会に参加した人々から心からの拍手が送られた。

次に、彼の新たな取り組みに応呼して開かれた「日立製作所外国人雇用問題諮問委員会(仮称)」-日立側は、この名称を認めていない為、以下諮問委員会とする-の経過報告が、RAIKの裴重度氏からなされた。第一回から第四回までの諮問委員会の中で、日立に在職する在日韓国・朝鮮人の数が、朴君側からの要求で発表された。しかし、ほぼ全員が通名使用である為、日立側に本名使用に関して問うたところ、本名を使用するか否かはプライバシーの問題であり、会社側としてタッチできないとするなど民族差別に対する日立の認識のなさが明らかにされた。

以下は、朴鐘碩氏の報告と諮問委員会報告である。（パネルディスカッションは紙数の関係で割愛しました。）

新たな闘いを！

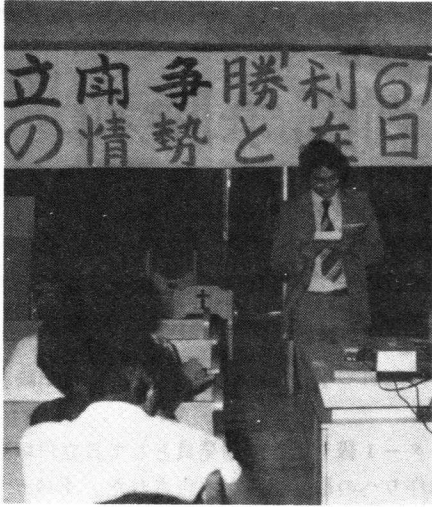
— 5年間をふり返って —

朴 鐘 碩
(パクチョンソク)

実際に日立に入って、僕が職場の中でどうゆうことをやってきたのか、又あれだけの闘いをして、仕事をしながら毎日の生活の中で一体何を考えているのかということを、今日は、少し時間をいただいて話をしたいと思い

ます。

正直言って、自分の方から、職場の人に日立闘争のことだとか、在日朝鮮人の問題を話していったということは、過去5年間一度もありませんでした。また、会社の中に入って、日本人の労働者との人間関係も真剣に考えてきませんでした。職場の中で、差別問題を訴える、あるいは日本人労働者の中に自分の問題を訴えてゆくようなことを自分なりに抑えてきたわけです。その理由というのは、少なくとも2～3年の間は仕事だけは一生懸命やり、日立の技術を学び、技術をつかんでから、自分の言いたいことが言えるのではないかと、いうことを考えていたからです。そういうことを考えながら、とにかく仕事だけは、この5年間、自分なりに一生懸命やってきました。差別問題だとかは会社の中でやってこなかっ



たけれども、在日同胞の後輩達が日本の企業に入って技術を学びたいと思えば、何らかの手助けができればと考えています。そんなことを考えながら、5年間職場で徹夜を何回もしながら、地域の活動もほっぽり出して仕事の方に駆けずり回っていたということが続いていたわけです。

しかし、昨年あたりから、自分の過去5年間の気持ちをふり返って、具体的には何ができるかわからないけれども、自分は5年間一生懸命やってきたのだから、ここで自分の総括みたいなものを出し、自分に踏ん切りをつけて新たな闘いということを考えるようになりました。

入社した時に、最初会社側が、韓国人が韓国人として働ける職場というものを作ってゆくということを約束しておきながら、5年間何もしなかった。僕が朴鐘碩（パク・チョンソク）と名乗っていて、話題というのは名前だけだったんです。もし僕が日本名を使って会社の中で働けば、日本名で僕を呼ぶだろうし、僕が韓国人として職場で働いているというのは、単に朴鐘碩という名前を使っているに過ぎないのです。一諸に働いている日本人は、この5年間働いていて朝鮮人の問題を理解しているということは一切ありませんでした。こういうことでは、とてもだめだと。自分が日立闘争の中で学んできたことを、ある

いは教会の中で学んできたことを、特に自分が洗礼を受けて信仰者として生きていく場合に、そういう問題を日本人にきちっと訴えかけなければいけないということを除々にわかってきたんです。それで、職場の中で、そういう問題を訴えていくようなことを昨年からやりはじめたわけです。

例えば、春闘の職場集会で自分の方から率先して、いろいろなことを言っていたわけです。また組合員に対しても批判をしていました。けれども、何か発言をするというのは、僕ぐらいなもので、職場の人の発言はほとんどなく、あとは職場の主任クラスの人達が一言二言いって、沈黙のうちに終わってしまうという状況だったわけです。それから組合の評議員にも立候補して、41票のうち9票は僕の票でした。その9票の重みというのは非常に大切なわけです。また今回の集会に対しても、組合の委員長に電話連絡をし、また案内状も送りました。職場から電話をした時、「6月22日に集会がありますから、ぜひ来て下さい」と言ったんです。そうしたら「行かない」と言われました。「なぜ出られないんですか」と聞いたら、「ダメダメ」。「日曜日、何かあるのですか」と言ったら、「投票がある。それにボーイスクートもあるしな」と、そういうことを言っていました。それで、「こういう機会にしか朝鮮人問題を勉強する機会はないですよ、おいしいですね。」と言って電話を切ったんです。

まあ、こういうことをやってきたわけなんです。その直接の切っかけとなったのは、職場の中で、昨年の7月に僕がコンピューターのオペレーションをミスすると「オペション」だとか、何か失敗すると「バカでもションでもできる」というような発言があったわけです。それで、僕が職場の全体会議の中で「そういう言葉は使わないでくれ」と言ったわけです。そのことを言うだけでも目の前が真暗らで、相手の顔がまともに見れない状況の心理だったんですが、自分の言うべきことは言ったと、ほっとすると同時に、また闘いはこれからだというような気持ちを覚悟してい

ったわけですから。そういうことがあって、2ヶ月ぐらいしたら、ついに神経がまいってしまって胃潰瘍になって入院となってしまったわけですから。

そういう事があって、今日に至っているわけですが、そのような日本人労働者に対しては、僕が考えていることだとか、朝鮮人のことをきちっと言っていくと。相手がどんな人であれ、言っていかなければならない僕らの使命感があるのだと思います。たとえ日立で働いている人であっても、日本人の問題を抱えており、その多くの人が遠く田舎から出てきているわけです。また職場の中の職制上の給与格差なども、彼らにとって問題なわけです。彼らから見れば、朝鮮人の問題というのは全然利害関係がないし、日本人の問題と朝鮮人の問題がどう結び付くかということまで考えられるような状況に置かれていないわけです。会社という組織の中に完全に入ってしまったら、仕事だけであればそれでよく、仕事ができるかできないかによって、その人間が判断される状況にあって、僕のように職場の中で人間としていかに生きるべきかということをやったところで、何の反応も見えないわけです。けれども、そういうことをダメだと考えるのではなくて、自分でやっていく努力をしなくてはならないというふうに実感として思っているわけです。

それと同時に、職場の外では、後で妻さんから報告してもらいますけれども、諮問委員会というのが、この1年間、2～3回もたれました。また僕が職場の中でやっていることも含めて、2ヶ月か3ヶ月前に李仁夏牧師が会社に来てくれました。会社の部課長を全員そろえて、百名はこえていたと思いますけど、2時間ばかり講演をしました。もちろん在日朝鮮人の問題についてです。僕は、それを聞いていて、あれだけの大企業の中で牧師が前に立って、部課長を相手にして朝鮮人の問題を訴えかけているという姿をみながら、これは大変なことが起きたと、日本の大企業の中で朝鮮人問題が部課長を前にやれるんだということが、僕の一つの自信にもなったわけだ

す。それで感動して、李牧師は牧師をやめて、ああいう会社のカウンセラーになったらいいんじゃないかと思ったものです。(笑)

このようなことがあって、最近では、職場の日本人労働者に朝鮮人の問題を一人一人に話しかけていっているのです。それだからと言って、人間関係が切れるというのではないのですが、何かごちないということも度々あったわけですから。けれども、そんなことで負けてはいけません。で、どんどん自分の方から同じ働いている日本人に声をかけて、話していったり、夕飯なども一諸に食べに行くような努力を自分の方からしなくてはならないと思っています。とにかく、職場の中で共に歩める仲間を1人でも多くできればいいと、そういうふう考えているわけです。

先ほど、僕は5年間何も言ってこなかったと言ったんですが、自分でこんなに長く勤めているとは思っていなかったし、2～3年勤められれば“御の字”だし、それぐらいやれば大丈夫だろうと思ったのです。ところが問題を考えてみたら、そうはいかなくなってきたんです。一旦、日立に入った限りにおいては、日立の技術を学ばなくてはならないし、日本人の労働者を相手に、自分が職場の中で何かをやってゆく場合に、途中でやめるようなことは許されないし、朝鮮人も日本人が悩んでいる問題を考えて、共に歩んでゆく姿勢を作ってゆかなければいけない。それで、やるんだったら徹底的に腰を落ち付けてやろうと思うんです。僕は、今28才ですけども、少なくともあと30年間は日立にいられるわけですね。30年間日立に勤めて、自分で一体何が職場の中で持てるのかということと、また朝鮮人として日本人の労働者の中に入って、日本人労働者と一諸に何ができるかというような事を、これから僕自身が真剣に考えて行かなくてはならないと思っています。

今のところ、僕の事業所には朝鮮人は僕1人で、他に同胞の青年は1人もいませんけども、これから朝鮮人の青年が日本の会社に入ってきて、僕と同じように悩む青年はいくらでも増えると思うんです。その時、そういう青年

達が職場の中に入って、きちっと自分の問題を職場に働いている人達に訴えかける勇氣、その勇氣を持つことはものすごい決意を必要とすると思うんです。ただ名前を名乗っているだけではなくて、そういう問題をきちっと日本人に訴えかけるといような姿勢というのは、自分で実際にやってみて、どれだけしんどいものであるかということが、自分でやってみて初めてわかったんですね。入社した時は、そのことを遣り逃しましたけれども。

今、こういうことをやっていて、職場の中で自分が孤立したらいけないと、職場の中で日本人と共に歩まなくてはいけないと思って、一諸に酒を飲んだり、バカなことを言ったり、笑ったりしているんですが、バカなことをやるのは職場の中で僕しかないんです。皆さん、御存知だと思いますけれども、川崎で酒を飲んだ時にするようなことをするわけです。嘘だと思ったら、ここに来ている職場の人に後で聞いてもらえばいいです。今までは、酒を飲んでも黙っていたんです。信じられないと思いますけれども、本当に良い子だったんですよ。少し話がそれましたけれども、日本人の青年が職場で何かを言えば 孤立する、僕が言っても孤立するという、そういうしんどい状況の中で、僕は僕なりに、しんどいけれども、腰を落ち付けて 日立の中に何が残せるかということを、入社したということをして仕事がこなせるということだけではなくて、本当に人間として、キリスト者として、青年達の中で自分がやらなくてはいけないことを考えていこうと思います。それでそういう職場の状況の中に入ってゆくことが、やっていくことの喜びですね。

最近、こういう本を読んでいるんですけど、大西巨人の書いた『神聖喜劇』、それから遠道周作の『侍』、ドストエスキーの『カラマゾフの兄弟』だとか『白痴』、こういう本を読みますと、困難さの中に入って行くことの中に、自分の生きる喜びを見つけていることがわかるんですね。たとえ1人であっても、今僕がやっていることが、たとえ間違ったとしても、後で自分で正しかったこと

なんだと納得できればいいと、とにかく自分1人でも頑張って行かなくてはいけないと思っています。困難さの中に入ってゆくことが、自分の生きる喜びだというふうに感じるわけであります。遠藤周作の本などでも、『地海のほとり』だとか『沈黙』だとかを、そうゆうところで読んでいるんです。

最後に、初めてなんですけれども、僕の好きな聖書の箇所を読みたいと思います。『コリント人への第二の手紙』というのがあり、パウロが獄中から出した手紙にこうゆうのがあります。

わたしたちはまた、神と共に働く者として、あなたがたに勧める。神の恵みをいたずらに受けてはならない。神はこう言われる、「わたしは、恵みの時にあなたの願いを聞きいれ救の日にあなただけを助けた」。見よ、今は恵みの時、見よ、今は救いの日である。この務がそしりを招かないために、わたしたちはどんな事にも、人につまずきを与えないようにし、かえって、あらゆる場合に、神の僕として、自分を人々にあらわしている。すなわち、極度の忍苦にも、艱難にも、危機にも、行き詰まりにも、むち打たれることにも、入獄にも、騒乱にも、労苦にも、徹夜にも、飢餓にも、真実と知識と寛容と、慈愛と聖霊と偽りのない愛と、真理の言葉と神の力とにより、左右に持っている義の武器により、ほめられてもそしられても、悪評を受けても、好評を博しても、神の僕として自分を表わしている。わたしたちは、人を感わしているようであるが、しかも真実であり、人に知られていないようであるが、認められ、死にかかっているようであるが、見よ、生きており、懲らしめられているようであるが、殺されず、悲しんでいるようであるが、常に喜んでおり、貧しいようであるが、多くの人を富ませ、何も持たないようであるが、すべての物を持っている。

ーコリント人への第二の手紙

第6章：1節から10章までよりー

〔諮問委員会報告〕

1974年5月17日に、① 朴君に対して、日立が民族差別をしてきたことを認め、そして責任を取る。② 在日韓国・朝鮮人への差別を認め謝罪をする。そして具体的な処置をとる、という内容の確認書が結ばれたにもかかわらず、1974年9月2日の朴君の入社以来、5年間何ら具体的な処置を講じてこなかった日立に対して、朴君は、1979年8月3日付けで、職場の上司あてに、差別用語使用の問題指摘と、入社以来、日立が具体的な処置を講じていないと糾し、次の4項目にわたる問題提起をする。

- ① ソフトウェア工場、あるいは他の営業所に在日韓国・朝鮮人が何人働いていますか。
- ② 私がソフトウェア工場に入社後、何人の在日韓国・朝鮮人が日立に採用されましたか。
- ③ 年始（仕事始め）に実施されている「君が代」斉唱、「国旗掲揚」について説明して下さい。
- ④ 「具体的な処置」について、工場長として説明して下さい。

こうした朴君の会社側に対する問題提起に関して、朴君側諮問委員は、日立側に中平弁護士を介して諮問委員会の開催を要求した。

■第一回諮問委員会

1980年1月30日に、中平弁護士事務所で開催され、日立側は、労務課長・和田弘正氏、労務課員・川又諭氏の2名。朴君側は、中平弁護士、佐藤勝己氏、朝鮮奨学会理事・李殷直氏、李仁夏牧師の4名。

まず、朴君側委員が、朴君をめぐる職場の状況を日立側に説明し、次の二点を要求。

- ① 日立に入社している在日韓国・朝鮮人の数を明らかにする。
- ② 日立ソフトウェア工場の管理職者を対照にした在日韓国・朝鮮人に関する講演会の設置。－朴君の入社以来、一回だけ日立の管理職を対象とした講演会が設定されたが、それ以後、一回もなかったことから、もっ

と当事者の声を聞く必要があるということで要求する。

■第二回諮問委員会

1980年3月11日、中平弁護士事務所で開催。日立側は、瀬古栄二労務課長、川又諭労務課員の二人。朴君側は、前回と同じ。

日立側から、現在7名の在日韓国・朝鮮人（全員通名使用）が在籍しているとの説明があり、本名使用をめぐる、かなりの議論の応酬が交された。朴君側は、本名で働ける、あるいは働けることの重要性を、それぞれの委員が強調したが、日立側は、それは個人の問題であって、プライバシーの問題に会社が言及するということとはできないとした。

他に明らかにされた事は、講演会の設定を日立側が了承。－これは、4月18日に李仁夏牧師が講演者となって話をし、約百人ほどが参加して持たれた。

また、日立に入社している在日韓国・朝鮮人の数、及び退職者数、その理由が日立側から明らかにされた。

1974年（朴君入社当時）11名が在職、その後、1979年までに9名が入社。20名のうち、13名が退職し、現在7名（全員通名）が在職。例外として、茨木の系列会社に大卒の在日韓国・朝鮮人が本名で1名採用されている。

○退職した13名の理由

結婚－3名 進学－2名 出産－1名
家業を継ぐ－1名 開業医となる為－1名
電気工事業として独立－1名
母親の看病の為－1名 帰郷する－1名
採用辞退－1名

○在職者職場

営業関係	－2名	大阪	
工場	－5名	名古屋東海工場	1名
		甲府工場	〃
		小田原工場	〃
		茨木工場	〃
		横浜工場	〃

この第二回諮問委員会では、朴君側委員から、向う5年間に在日韓国朝鮮人の採用に関して、一定の枠を決めたクォーター制の検討を要求。（最終的には決定をみなかった。）

三回目の諮問委員会からは、正式なメンバーで設定をしようということで、勤労部長の出席を要求して、第二回の委員会を終る。

■第三回諮問委員会

1980年4月21日、日立・目白クラブで開催。日立側は、柏木隆勤労部長、瀬古労務課長、川又諭労務課員。朴君側は、前回と同様。

朴君側から、在日韓国・朝鮮人が在日韓国・朝鮮人として働ける職場作りが日立ではされておらず、その表れが通名使用であり、本名を名乗って働ける職場作りを、という要求がなされた。これに対して、日立側は、話の主旨はわかるが、会社側としてはできない、あくまでも個人が決定することであるし、個人が通名を使用している以上、本名を奨めることはできない、と言い、平行線を続けた。

採用に関しては、日立が差別をせず、門戸を広く開放していることを公けにすることはやぶさかではないが、クォーター制の採用は考えていないとの答があり、また採用の実態に関しては、戸籍謄本の提出を求めない関係上通名で応募しているので、実数はつかめていない。把握している分に関しては、学校からの申し送りによるとのことである。

第4回目の委員会設定に関して、朴君側から、日本企業の中で在日韓国・朝鮮人が働きながら生きることの理解を深めてほしいとの要請をするとともに、これまでの委員会の内容について、合意書を作成したらどうかとの提起があった。日立側は、これに対して強く提抗をした。日立側は、日立が自分の社内で具体的に処置を取るか取らないかは、日立の自主性の問題であり、そういうことを文章に残すことはできないと主張した。また、これまでの委員会の設定の仕方に関しても、クレームをつけるという強行姿勢を示した。

結論として、再度委員会を設定し、共同議事録ということで記録を残すということで同意した。

■共同議事録作成実務者会議

1980年4月30日、中平弁護士事務所で開催。

日立側は再度、文書で残すことを拒否し、激論となったが、朴君側諮問委員の打ち合せ

で、日立の対応がそのようなものであれば、断固とした処置をとらなければならないと日立側に通告。結局、日立側は、共同議事録の作成に同意をする。

■第四回諮問委員会

1980年5月27日、日立金属・高輪わきょう館にて開催。日立側委員、朴君側委員は、前回と同様。

朴君側委員が在日韓国・朝鮮人の実態を詳しく話をし、あらためて日立製作所内で在日韓国・朝鮮人が、その民族性をさらけ出して働けるような職場環境作りを要求するとともに、門戸解放を広く公言していくことを要望した。

こうして4回の交渉にわたってもたれた第一次諮問委員会は、共同議事録を互いに了承するなかで終わった。

今回の交渉では、日立に在職する在日韓国・朝鮮人の数などが明らかにされたものの、在日韓国・朝鮮人が自らの民族をかくすことなく働ける職場環境作り、門戸解放の徹底などの課題は依然として残っているといえよう。

一方、朴君側諮問委員は、5年間全く開かれてこなかった状態を反省し、今後は朴君ともずい時連絡をとりながら委員会の開催を考えていくことを明らかにした。

なお、門戸解放の件に関しては、応募指定校に対して国籍条項がない旨を文書で知らせるよりもまず、日立の人事関係者を対象とした研修会で門戸解放を徹底させるとし、8月28日、朴君側諮問委員の1人である李殷直氏を呼んで研修会を開催したとのことである。

〔資料〕

共同議事録

1980年5月27日の話し合いの議事内容は次の通りである。

記

日 時 1980年5月27日

午前10時—午前12時

場 所 株式会社 日立製作所

出席者 株式会社日立製作所

勤労部長 相樹 隆

労務課長 瀬古栄二

労務課員 川又 諭

朴君を囲む会呼びかけ人 佐藤勝巳

同 李 仁夏

朝鮮奨学会 理事 李 殷直

弁護士 中平健吉

議事内容

1. 朴君が就労して5年が経過し、朴君より若干の問題提起があり、それに基づき、相互に意見を交換した結果、朴君を囲む会側から、現在朴君の就労している職場において、在日韓国人・朝鮮人問題について、当事者側からの声を聞く機会を設けてもらいたいとの要望があり、日立は、これを受けて、1980年4月18日、ソフトウェア工場において、朴君を囲む会呼びかけ人の1人である、李仁夏氏を講師に迎え、講演会を実施した。

2. 朴君を囲む会側から、在日韓国人・朝鮮人の積極的雇用につき強い要望があり、日立は、日立における在日韓国人・朝鮮人の就労につき、実情を説明し、相互に真剣な意見交換を行った結果、日立は求人にあたって、国籍上差別を行なわないことを、求人先の学校等に表明する方針であることを明らかにした。

3. 朴君を囲む会側から、日立に勤務している在日韓国人・朝鮮人は本名による就労が望ましいものと考えており、それを可能にする環境づくりと、本人に対する指導を要望した。これに対し、日立は、基本的に本名によるか否かは、本人の選択にまかすべきものと考えているとの意見の表明があり、両者の間に意見の一致をみなかったが、今後、日立は、要望を踏まえて、検討を行なうこととした。

以 上



民族差別を助長し 「皇国史観」を強要する旺文社

－旺文社民族差別模試糾弾闘争－

民族差別と闘う兵庫連絡協議会（兵庫民闘連）と兵庫在日朝鮮人教育を考える会は、受験産業大手の旺文社が行った全国一斉の「高二実力テスト」（日本史）が民族差別を助長するとともに「皇国史観」を強要するものであるとして、この2月より糾弾交渉を展開していた。

旺文社の「高二実力テスト」は、全国で1500校、約20万人が受験しており、その影響力は大きい。兵庫民闘連と兵庫考える会は、

- ①内容が生徒の歴史認識にかかわるものであり皇国史観による歴史記述は、歪んだ考えを生徒に与えるものである。
- ②今日の在日朝鮮人教育の立場からして、朝鮮人生徒に差別の苦しみを与え、日本人生徒にもまちがった朝鮮人観を与えるものである。
- ③受験者が20万人という全国の生徒に及ぼす影響は大きい。

として、今年の2月28日旺文社に対して公開質問状（資料参照）を提出し、以降2回にわたって公開糾弾集会を設定している。

これまで兵庫民闘連側は、旺文社に朝日、毎日の二大新聞に謝罪広告文を掲載させるとともに、兵庫考える会と旺文社の三者からなる「社内問題検討委員会」を構成して問題解決にむけての交渉を継続している。

■第一回旺文社差別模試を問い糾す集会

3月22日、尼崎市中央公民館にて第一回の

「旺文社差別模試を問い糾す集会」が旺文社側から、内山清一・事業局長、瓜屋茂・取締役テスト部長、野原博・事業局高校指導課長、鳥居・校閲部長、同部佐藤憲正、中山・事業局次長、阿部・テスト課長の7人が出席のもとに開かれた。

この第一回の集会では、まず社内における検討体制が明らかにされたが、全く機能していないことが判明した。模試の原稿を受けとった社会科検討委員の1人（平井）は、それに見出し番号の変更を加えただけですまし、校閲部もそれに気づかず素通りさせていた。さらには、出席者全員も問題をみていなかった。

また、3月12日付赤尾好夫社長名による回答書（公開質問状に対するもの）と内山清一名による3月12日付テスト採用校あて「わび状」について追求がなされた。

回答書は、公開質問状を知らない人々には問題の所在がわからず、前回の集会で“皇国史観によるもの”と認めながら、そのことが欠落した回答書であった。「わび状」は、無標題ではじまり、何が問題なのかも書かず、「民闘連」「兵庫考える会」から指摘されたからとし、あたかも旺文社が被害者のように書れていた。このことに対し、旺文社側は追求を受け、回答書は、皇国史観のことをふまえて再回答すると答え、「わび状」に関しては回収すると約束した。

■第二回旺文社差別模試を問い糾す集会

第二回集会は、4月26日尼崎市立公民館にて旺文社側から内山清一・事業局長、瓜屋茂・テスト部長、野原博・事業局高校指導課長、清水初次・校閲部渉外課長、阿部・事業局テスト課長、中山・事業局次長、鳥居・校閲部長の7名が出席のもとに開かれた。

この第二回の集会では、旺文社のその後の取り組み、民族差別をどうとらえるようになったのか、また受験した在日韓国・朝鮮人生徒のことやその影響などについて追求がなされた。

「その後どのような取り組みがなされたか」という追求に、『人権擁護のための表現用例集』を再刷し、社内研修の実施と都内の研究者に会い、差別問題や歴史の教育を受けたと答えた。

「民族差別をどう捉えるようになったか」に対しては、「新鮮な野菜という看板をみるだけでもさけて通りたような朝鮮人の気持はまったく理解をこえており、ショックであった」「朝鮮人に対する差別は聞いていたが、全くその実態は知らなかった。差別をなくすようにしたい」「差別は人を殺すことになる」等の答えがあった。

「テストを受けた在日韓国・朝鮮人生徒のことやその影響をどう考えるか」については、「たいへんなことで、いたたまれなかっただろう」「テストを受けるどころではなかっただろう」「日本中心のあやまった歴史観の押しつけになった」

以上のようなことを淡々と語る旺文社側出席者に対して「そんなに簡単にわかったように言われるが、今回の件で在日朝鮮人とか現場の先生とか、実際テストを受けた生徒と話をしたのか」「テストを受けた在日朝鮮人生徒が不快に思っても、その怒りをぶつけようがないのだ。そういう状況こそ差別の実態なのだ。そこまで考えて発言しているのか」

「回答書などみても、西暦年号を使ったり、昭和年号を使ったり、朝鮮人名を平然と日本語読みしたり、こういうことにすでに民族差別が露われているのだ」という集会参加者か

らの追求に何も答えられないままであった。そのような理解にすぎなかった。

以下はこの集会で勝ちとった確認事項である。

確 認 書

以下のことについて確認します。

今後、民族差別と闘う兵庫連絡協議会・兵庫在日朝鮮人教育を考える会と、旺文社で検討委員会を設ける。

- 1) 今回のテスト受験者に対し、経過・問題の所在・旺文社としての自己批判文等を掲載した文章を作成し、謝罪し、配布する。
- 2) 今回のテスト参加高等学校の進路指導担当先生宛に、謝罪、問題点自己批判文等を掲載した文章を作成し、配布する。
- 3) 社内研修会の実施。
- 4) 全出版物の再検討を行なう。
- 5) 模擬テストの問題に、部落問題、在日朝鮮人問題、正しい日朝関係史などを取り扱う。
- 6) 民族差別問題への正しい理解をおしすすめるための出版物の刊行。
- 7) 就職試験の求人等に「国籍は問わない」を明記する。
- 8) 新聞謝罪公告を5月17日までに行う。(内容等については検討委員会で協議する) 実行できない時は社会科テストを延期、または中止する。
- 9) 社内問題検討委員会の体制を改めて確立する。
- 10) 再回答書を5月10日までに提出する。

以 上

1980年4月26日

株式会社 旺文社
常務取締役事業局長
内山清一

第二回の公開討論会で一応の糾弾を終えることとなったが、その後、旺文社労組から「会社内でこの差別問題が知らされ、とりくまれているというのはウソで、労組は何も知

らされていない。今後、労組としても自らの問題として民族差別ととりくみたい」という意志表示があった。〔旺文社には会社側に近い第1組合と全旺文社労働組合（第2組合）があり今回の表明は全旺労側からなされたものである〕以降、労組側の反応にもらみあわせながら第1回目の検討委員会が5月9日にもたれ、謝罪広告文案と再回答書文案の検討をした。5月22日の第2回目は、受験校あての経過説明文案、受験高校生あての解説文の検討がなされた。次回検討委では、社内の検討体制、研修、刊行物等についての旺文社側の具体案を検討する予定となっている。

「高二実力テスト」民族差別問題の経過

1980. 1. 27

全国一斉「高二実力テスト」（日本史）実施、約1500校 20万人受験

1980. 2. 28

兵庫在日朝鮮人教育を考える会（上垣正明代表）、民族差別と闘う兵庫連絡協議会（韓国人部会代表金義晴、日本人部会代表仲原良二）より「公開質問状」を関西支局を通じて提出。

東京本社より、瓜屋、野原、佐藤の3名が出席。

「北鮮、南鮮……」は差別語であり、戦前の皇国史観によるものであったと謝罪「人権擁護のための表現用例集」を配布これまで差別しないようにやってきたが今回なぜそうなったのかわからない、検討している筈なのに、と対応。

問題作成は風間泰男氏である。

1980. 2. 29

朝日、毎日（大阪版）の新聞記事となる。

1980. 3. 12

赤尾好夫社長名による回答書（公開質問状に対する）提出

1980. 3月中旬

内山清一名によるテスト採用高あて「わび状」配布

1980. 3. 21

東洋経済日報記事となる。

1980. 3. 22

第1回公開検討会 於尼崎中央公民館
旺文社側7名出席

日本史問題検討基準5項目提示

実際ほとんど検討していないこと。

回答書は皇国史観のことをふまえて再回答する。

高校あて「わび状」は回収する。

「話し合いが解決しない場合は次回予定の社会問題は見合せるか、中止する」

内山清一名による文書確認を交す。

1980. 3. 28

内山清一名による高校あて「わび状」回収要請送付

1980. 3. 31

解放新聞に記事となる。

1980. 4. 4

毎日新聞一記者の目「右傾化強める教育―露骨な差別や皇国史観」記事

1980. 4. 9

赤尾好夫社長名による再回答書提出

1980. 4. 14

中日新聞コラム「皇国史観テスト」記事

1980. 4. 22

問題作成者風間泰男氏より「貴公開質問状に対する見解と所感」提出

1980. 4. 26

第2回公開検討会 於尼崎中央公民館
旺文社側7名出席

再回答書はもう一度かきなおす。そのための骨子作成―内山名による文書確認
9点にわたる確認書を交す

新聞謝罪広告、受験生あての文案等については両者の検討委をもって協議する。
風間泰男氏には今後出題依頼しない。

1980. 5. 9

第1回検討委員会（於尼崎）
謝罪広告文案、再回答書文案の検討

1980. 5. 13

朝日、毎日の広告代理店より広告掲載基準にそわないといわれ「皇国史観…」を消除することを旺文社として考えていると電話あり。

1980. 5. 14

この日まで上記のこと電話でやりとり。

1980. 5. 16

朝日、毎日全国版に謝罪広告を掲載

1980. 5. 20

新聞広告についての「釈明書」（内山名）
旺文社より提出される。

1980. 5. 22

第2回検討委員会（於尼崎）
再々回答書が旺文社より出され検討する
高校あて経過説明文案の検討
次回検討委で社内検討体制、研修、刊行
物の旺文社側具体案について検討予定

1980. 5. 27

日教組新聞「皇国史観で謝罪」記事

1980. 6. 3

採用高校長進路指導担当教師あて経過説
明文「高二実力テストを受けられた高校
生みなさんへ」を配布

〔旺文社あて公開質問状〕

公 開 質 問 状

1980年2月28日

株式会社 旺文社

社 長 赤尾好夫殿

民族差別と闘う兵庫連絡協議会
日本人部会代表 中原良二
韓国人部会代表 金 義晴
兵庫在日朝鮮人教育を考える会
代表 上垣正明

時下ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

わたしたち「民族差別と闘う兵庫連絡協議会」「兵庫在日朝鮮人教育を考える会」は、県下における在日韓国・朝鮮人への民族差別をなくすための運動を数年来続けてきたものです。この間、公営住宅、児童手当支給における差別行政の撤廃を実現してきました。これらのことは、単に制度上のものに止まらず、住民の意識に深く関わっているものと認識し

ています。それらを改善していく一つの契機として、尼崎市において市報「あまがさき」に「民族差別をなくすために」の記事をくみ、最近小冊子にして配布しました。教育現場へもとり入れ、積極的に在日朝鮮人子女教育を推進してきました。

さて、本年1月、貴社が実施された「昭和54年度第三回旺文社高二実力テスト」中、社会・日本史問題に現行教科書の記載内容と著しく異なる記述を中心に、明らかな史実誤謬、不正確な記述および差別的な内容と判断される箇所があります。

わたしたち「民族差別と闘う兵庫連絡協議会」「兵庫在日朝鮮人教育を考える会」では、問題点として以下に諸点を列記します。

1. 日本史問題2について

(1)「大和王朝」の用語を使用されていますが、教科書では「大和政権」か「大和朝廷」の用語が使用されています。「大和王朝」を歴史用語として使用されたのはどうしてか、明確に示されたい。

(2)「2世紀の末頃にはすでに大和の王朝が北九州の国ぐにまで支配して国土を統一していたことになる」とありますが、教科書では「畿内説をとれば、すでに3世紀には大和朝廷が西日本全体を統一していたことになり」（山川出版「詳説日本史」井上・笠原・児玉）とか、「その経過については現代の学界で多様な見解があり、確実なことはまだ明白ではない」（三省堂「新日本史」家永三郎）と説明されています。このように記述された根拠を明確に示されたい。

(3)「祖禰が応神天皇や〔Ⅲ〕天皇と考えられる」とありますが、たしかに「父祖という説と武の祖父の弥をさすという説がある」（山川出版「詳説日本史」）と説明される教科書もあるが、多くの教科書では「父祖の意」に解釈されています。このような一方的解釈をされたのはどうしてか、明確に示されたい。

(4)「この両天皇の功業をしのばせる巨大な古墳が現在の大阪府にあたる河内国や和泉国に存在する」とありますが、教科書には

「～と伝えられる古墳」（三省堂「高校日本史」門脇・他）と説明されているものがあり、学界でも両天皇の古墳かどうかは疑問視されています。このように断定される理由は何か、明確に示されたい。

(5)「古事記や日本書記の伝承によれば、応神天皇は北九州で生まれて畿内に進攻してきた」とありますが、この記述は教科書にはみられないものです。それをあえて記述されるのは不適當と考えますが、どう考えられるか明確に示されたい。

(6)「いわゆる応神・〔Ⅲ〕王朝は北九州から進発してきて、初めは河内・和泉地方を地盤に国土統一の戦いをすすめ、やがて大和王朝を築いたのではなかろうかと考えられる」とありますが、この記述は教科書にはみられないものです。また、学界でも論議されているところでもあります。それをあえて記述されるのは不適當と考えますが、どう考えられるか明確に示されたい。

(7)「古事記・日本書記の伝える〔Ⅳ〕天皇の東征説話は、その事実を物語っているものと推測される」とありますが、「東征説話」は記載のある教科書とみられない教科書があり、その〔Ⅳ〕天皇名を答えさすことは疑問に思われ不適當と考えるが、どう考えられるか。さらに「その事実を物語っているものと推測される」の記述は、「推測される」とされながらも、東征説話＝応神・〔Ⅲ〕王朝の東遷＝史実のようにも理解されるが、どう考えられるか明確に示されたい。

(8)「邪馬台国王朝」の用語を使用されていますが、教科書には使用されていません。「邪馬台国王朝」を歴史用語として使用されたのはどうしてか、明確に示されたい。

(9)「国土を統一した大和王朝は、その世紀の末から勢いに乗って朝鮮に出兵し、……（中略＝引用者）……特に(5)〔イ．百済 ロ．新羅 ハ．高句麗〕からは朝貢の使節がたびたび来日している」と古代日朝関係を記述されています。好太王碑文によって朝鮮への「出兵」を説明した教科書でも、

「朝貢の使節がたびたび来日」したことを史実として記載する教科書はみられません。好太王碑文をめくり提起された古代日朝関係の再検討を中心とする最近の学界の動行を反映した教科書が増えつつあります。周知のように好太王碑文検討とその問題提起は単に史実問題のみならず、今日における正しい日朝関係を築こうとする、きわめて現在の課題として提起検討されてきたものであります。それにもかかわらず、このような旧来通りの記述をされたのはどうしてなのか、明確に示されたい。

10「北鮮」「南鮮」のことは使用されています。この両語が、日本が朝鮮を植民地支配するなかで、朝鮮を国家として否定し、明らかな蔑視を含んだものとして使用されてきたことは事実であります。広く一般に使用されている『広辞苑』においても「鮮人」「北鮮」の項を訂正したことも周知のことであるにもかかわらず、教育問題に関係される貴社が、この両語を何故に使用されたのか。さらに、このことを合わせ、日朝関係の記述が、日本の領土拡大＝優位、朝鮮の敗北＝劣勢という一方的な旧態依然たるものであることを考えるとき、その差別性を指摘できる。上記の事項に明確なお答えを示されたい。

2. 日本史問題3について

(1)「戦役」「東亜」「欧亜」「露国」の用語が使用されています。教科書ではそれぞれ「戦争」「東アジア」「ヨーロッパ・アジア」「ロシア」と表現されています。どうしてこのような用語を使用されたのか、明確なお答えを示されたい。

(2)「元と国名を改めた蒙古が再度にわたり日本に侵寇してきて撃退された」とありますが、「撃退された」の表現は不適切であると考えます。日本の被害が少なく、元の支配からまぬがれたのは、鎌倉時代の武士がよく戦ったこと、暴風雨に助けられたことがあります。さらに高麗の人々の動き

に助けられたことが大きかったことで、学界でも指摘されてきたことです。この点に明確な答えを示されたい。

(3)「日清修好条規を結んで善隣の国交を開いたが」とありますが、この「修好条規」は「対等条約」と説明した教科書が多く、「善隣の国交」を求め締結したのが、日本の真意ではなかったとの学界の意見もあります。「善隣の国交」の表現は不適切であると考えますが、どう考えられるか明確に示されたい。

(4)「近代になって、明治政府は……(中略＝引用者)……中国大陆の軍事的制圧に乗りだして侵略政策をつづけた」とありますが、この記述は「豊田秀吉の朝鮮出兵」とあわせ、戦前の国定教科書を思わせるものがあります。この箇所をはじめ、問題3の全文を通じて、日本側からの一方的な外交史となっており、戦争＝侵略への倫理的な罪悪感すらみられないものと考えます。それゆえに外国への偏見、誤った国際認識を生徒に与えるものと考えられますが、どう考えられるか明確に示されたい。

(5)「満鮮の地」のことばを使用されています。問題作成者は「満州・朝鮮の地」の意に用いられていることと考えられますが、どうして「満鮮」のことばを使用・表現されたのか、明確に示されたい。

以上、問題点を列記しました。これらが全国の学校教育への与える影響には大きなものがあります。教科書の記述との数多くの相違や非歴史的な不正確な記述は、解答する生徒に混乱を及ぼし、間違った歴史認識を与えるだけではなく、正しい歴史を求める教師の姿勢にも反するものです。一方的な外交史は、生徒に誤った国際認識をうえつけるものです。さらに「北鮮」「南鮮」「満鮮」のことばや旧態依然たる古代日朝関係史の記述は、その差別性のゆえに生徒に偏見、蔑視感をうえつけるものと考えます。今日、日本社会に普遍的に存在する朝鮮人蔑視、偏見、差別とたたかい、正しい在日韓国・朝鮮人教育を推進し

ようとしているわたしたち「民族差別と闘う兵庫連絡協議会」「兵庫在日朝鮮人教育を考える会」は、この重大な問題を含んだテストを看過することはできません。ましてや解答する側の在日韓国・朝鮮人生徒の立場を考えると、以上の諸点は容認できません。

今回の「高二実力テスト」は、単にテスト問題に止まらず、日本人生徒・教師、在日韓国・朝鮮人生徒の歴史認識にかかわる重大な問題をはらんでいると考えますので、下記の諸点について誠意をもって3月15日までに文書で回答されたく存じます。

記

1. 列記した1、2の問題点について、必要な項目には歴史的根拠を示され、各項目ごとの質問に明確に回答していただきたい。
2. 古代日朝関係、日中関係の記述および用語(北鮮、南鮮、満鮮)が民族差別を温存助長する植民地史観によるものであると断言するものですが、どう考えられるのか明確な答えを示されたい。
3. 問題作成者を明らかにされたい。個人が担当された場合は、その個人名を、共同作成された場合は、その全員の氏名を明らかにされ、責任の所在を明確にいただきたい。

(付 記)

この公開質問状は今後、各地で在日韓国・朝鮮人教育にとりくんでいる学校関係者・諸団体、各地域で民族差別と闘っている日本人および在日韓国・朝鮮人の諸団体に連絡送付しておくことを申し添えます。

〔旺文社の回答書〕

回 答 書

1980年5月9日

民族差別と闘う兵庫連絡協議会
日本人部会代表 仲原良二殿
韓国人部会代表 金 義晴殿
兵庫在日朝鮮人教育を考える会
代 表 上垣正明殿

株式会社 旺文社
社 長 赤尾好夫

1980年1月27日に当社が実施した「54年度第3回旺文社主催高二実力テスト」社会の日本史の問題に関し、2月28日付の公開質問状をもって、御指摘をいただいたことにつきお答えいたします。

御指摘のことにつき、よく検討いたしました。その結論は次のとおりであります。

①戦後の主権在民の精神にのっとり客観的・科学的な歴史観のもとに出題すべきところを、戦前の天皇を中心とした歴史観—いわゆる皇国史観に基づく記述の問題となり、歴史の進むべき正しい方向性をゆがめる結果となりました。

②1945年、第二次世界大戦の敗戦まで、日本は朝鮮・中国、その他のアジアの国々に対する植民地化政策の中で、特に朝鮮人に対しては「皇民化政策」のもとに抑圧し、その人間性を奪う行動をとってきました。今回の出題は、この許されぬ歴史的事実を是認するような記述でありました。

③日本が朝鮮に対して行ってきた歴史的経緯を考えるならば、今なお残る民族差別の解消はわが国の歴史的責務であります。にもかかわらず、前記①②の問題点を見過ごしたまま実力テストに出題しました。このことは、日本の植民地支配の結果、止むなく日本に渡来し今日なお日本社会の民族差別に苦しむ在日朝鮮人に対して大きな打撃を与えたと同時に、受験生および関係者に誤った朝鮮観をもたせる結果となりました。

④上記の原因を反省してみますと、当社ではかつて数年前に、就職差別を温存助長する行為(注)を問われ、社内での研修会の実施、検討委員会の設置、「人権擁護のための表現用例集」の作成等、主旨の徹底に努めてきましたが、今回のテスト問題の内容は、残念ながらその実があがっていない証左であり建前に終わってしまいました。即ち、幹部をはじめ社全体が部落差別問題、在日朝鮮人問題等について正しい認識と、

それぞれの意識の変革が不十分であったということであります。

(注) 当社発行1973年版「躍進する企業」の企業広告の中で、戸籍謄本要求の項目をそのまま掲載したこと。

⑤社会的責任を負う教育出版社としての当社が、差別撤廃への努力が不十分であっただけでなく、正しい歴史を勉強しようとしている高校生に対し、混乱をひき起こさせたことについては弁解の余地のないところであります。

この問題のよって来たところを深く反省し、このテストの受験生と関係者に対して具体的に善後措置を講じると共に、社内では差別排除徹底の諸方策を早急に進め、再び、過ちを繰り返すことのないよう努力する所存であります。

貴質問状の個々の問題につきましては、つぎのとおりお答え申し上げます。

①主として、貴質問状の質問1の(1)、(8)、質問2の(1)について

用語について教科書を逸脱した記述—歴史用語を現行教科書使用のものから離れ、古い表現を根拠なく用い、生徒の理解に負担をかけたり混乱を及ぼしたりしています。

②主として、貴質問状の質問1の(2)(3)(4)(5)(6)(7)(9)、質問2の(2)(3)(4)について

現代の歴史研究についての認識不足による主観的論述—記紀伝承を事実と読み誤らせる文脈、異説のあるものを定説であるかのような記述、日朝関係の旧態依然たる認識、現行教科書記述とかけ離れた記述などがあり、さらに民主国家としての視点に欠け、生徒の歴史観を誤らせたり、先生方の御指導に混乱を生じさせたりする内容になっています。

③主として、貴質問状の質問1(9)(10)、質問2の(5)について

民族差別の温存助長—「北鮮」「南鮮」「満鮮」という語は、かつて日本が朝鮮・中国に対する植民地化政策の中で、相手国

を蔑視する意味をこめて使われた差別用語
であります。今回の差別用語の使用は、単
に用語の使用という問題にとどまらず、む
しろ冒頭に述べたような歴史観がその用語
や記述となって表れ、民族差別を温存助長
させることになりました。

④問題作成者について

1)問題作成者 風間泰男

(現 旺文社参与
元 東京都立日比谷高等学校教諭)

2) テスト問題作成・テスト実施責任者

内山清一 (常務取締役事業局長)

野原 博 (事業局高校指導課長)

以 上



上福岡三中事件

「民族差別に殺された少年」

級友に「自殺野郎」「雑布」「壁」などと無数のあだなをつけられ、いじめられるのを苦にして自殺した在日韓国・朝鮮人三世・故林賢一（イム・ヒョンイル）君の一周忌が9月9日、林家にてしめやかに行なわれた。

林君が自殺をして1年が過ぎさった現在、当初は林君がいじめられたことすら認めなかった埼玉県の上福岡三中や上福岡市教委の体質はどう変わったであろうか。

林君の死を、在日韓国・朝鮮人全体の問題「朝鮮人だからいじめてもいい」という日本人の子供の差別・排外意識は日本の教育の根幹にかかわる問題として取り組んできた「上福岡三中の教育を糾す在日韓国・朝鮮人と日本人の会」（以下糾す会）と「在日韓国青年会」との話し合をかたくなに拒否し続けた三中は、6月28日・7月15日・7月29日と3回の話し合いに応じた。7月21日には、林家に対して正式の謝罪文―“いじめ”があったことを認め、その背景に民族差別があったとし、その“いじめ”が林君の内面にとって思いつめを深くさせたことを自殺の主要な原因と考えるもの―が市教委・三中側から出された。また二学期早々、「生命のたいせつさ」などをテーマにホームルームをもち、追悼集会などを開催するなどの動きがあった。

しかし、「糾す会」及び「青年会」との話し合いには、三中側出席者は6～4人というありさまであり、二学期早々のホームルームの後ある生徒は「林君はかつてに死んだんでしょ、弱いから、私達と関係なかったし」な

どと、「糾す会」のメンバーに発言している。

このようなことを考える時、市教委・三中側は、一部の教師に責任を押しつけ、早期形式解決を計ろうとしていると言わざるを得ない。

〔対三中話し合い経過報告〕

以下は「糾す会」と「青年会」の三中との話し合いの経過報告であるが、6月12日の市教委との話し合いにより、「糾す会」・「青年会」に市教委側が三中に話し合いに応じるよう強力に指導するとの約束が得られ、それに高野、三中校長が応じた話し合いであった。

■第一回

第一回の話し合いは、6月28日上福岡市役所内で行なわれ、三中側から細野校長・小池教頭・高野担任・田島学年主任・栗原教移主任。市教委からオブザーバーとして、梶田教育長・矢口学校教育課長・西城教育次長が出席した。

この日は主として、昨年6月18日に林君が遺書を残して自殺未遂したことをめぐって、それをどのように担任が受けとめたのかということ、また自殺未遂したことが他の生徒に漏れ、林君がますます追いつめられてしまったことに論議がされた。

高野担任は、遺書を読んでどう思ったかという質問に対して「その可能性の程度といったらおかしいんですけども……あの、今の子供達は明らかに死ぬとか殺しちゃえとか言うんですよ。そうゆう重大な言葉を平気で

口にする、その信ぴょう性において、どの程度本気なのかということは勿論ありましたし……だから正直なところ迷いましたね」。担任の遺書に対する認識がこのようなものであり、遺書を見ても死ぬようには感ぜず、母親が林君の油汗状態を見て狂言ではないと判断したその現場にも立ち会っているのに、これが記憶にないとし、死ぬような感じなど受けなかったということである。“いじめ”の事実に対しても、本人から一つしか事実を聞けなかったのも、それだけを信じた。「H・O・Wなどにいじめられて……」と遺書にある“いじめっ子”に対しての指導も本人達が「そんなにいじめてないよ」と言っていることから大した事はないと思ったと述べている。

また、“糾す会”の調査では、6月19日、担任が図書室に“いじめっ子”5人を呼び出し、注意したが、その後図書室から帰ってきた生徒が「自殺未遂野郎」「死ぬこともできないくせに」と林君をののしった。このことに関して、担任は「そういうことをもし子供がやって、そういうことが事実だとすると、やっぱり私の言い方に問題があったんだと思います。ただ、そういう言い方がないように十分気をつけたつもりです」と、少しは認めるような言い方をしたものの、“つもり”に終始した。

“いじめ”の実態について高野担任は、「事件当事は、伝えられているようなひどいいじめがあるとは知らなかった。教師としてうかつだったと思っている。その後の調査で、集団的になぐる、蹴るなどの“いじめ”があったことがわかった。“いじめ”が見えなかったのは、クラス指導上、問題があると思って」とのべた。

高野担任は、「いまから考えると、うかつだった」「自殺をするような子供に見えなかった」を終始し、第一回の話し合いは終わった。

■第二回

第二回の話し合いが上福岡市役所内で7月15日に行なわれた。三中側から細野校長・小池教頭・高野担任・加治学生主任。オブザバ

ーとして市教委の梶田教育長であった。

この第二回の話し合いに三中教師の半数は出席するとの確約をとりつけたにもかかわらず、出席したのはたったの四人だけであった。このことで話し合いは、冒頭から紛糾した。4人しか出席していないのはなぜか、という追求に細野校長は「できる限りたくさんの職員に出席するよう説得したが、どうしても賛同を得られなかった。申し分けない。理由はいろいろ考えられるが、私に対する不信がかなりのウェイトを占めているように思う」と繰り返すだけであった。これに対して「糾す会」側は、「第一回目の話し合いすら全教師に伝えていないと聞いたが、そんなことでは本当にこの問題を深刻に考えているのか疑問。職員会議の内容を話してほしい」と迫ったが、三中側は「一生けん命努力したが、時間の関係もあって……」とのべるだけであった。

また「学校側は最初、陰さんな“いじめ”はなかったといていたが、最近になって“いじめ”はあったといている。どうやってその実態を調べたのか」という「糾す会」の質問に対し、細野校長は「昨年9月27日に6人の生徒を呼んで調べたのが最初。その時は特に陰さんとは思えなかったが、ことし6月になって、その実態がはっきりわかった。“いじめ”の背景に民族差別があったことも確信している。これも生徒からいろいろ聞いてやっとわかった。民族差別があったと確信したのはことしの7月になってからだ」と答え、“いじめ”の背景に民族差別があったことを認めた。さらに、林君が「朝鮮籍」をもつ在日同胞であったことを小池教頭が知りながら、担任まで知らせなかったことが明らかになった。

一方、「朝鮮籍」ということを意識しえて当然なのになぜわからなかったのか、6月18日の件があるのだから、いくら知らせがなかったとしても、正しく指導していれば、つかめたことではないか、という質問に対して、高野担任は「本当に全然気がつかなかったんです。“いじめ”を見抜くこともできず、私に教師としての資質が足りなかったからでは

ないか……と。でも、いまだに何が欠けているのかわからないのです。そして、本当に“いじめ”が自殺の原因と考えているのか、という質問に対して、「ずっと不安でした。が、学校の中の検討委員会をやってゆく中ではっきりと。“いじめ”が自殺の原因の一つとは考えるが、はっきりわからないんです」と答えた。自殺未遂以後の対応のまずさから、“いじめ”がひどくなり、自殺に追い込まれた責任については、一切言及がなかった。

■第三回

7月29日開かれた話し合いに、冒頭、「糾す会」側は、『私たちの考え』を発表。自殺未遂以後、担任、三中教師の指導の不十分さと誤りが生徒のいじめを助長させ、林君を自殺に追いつめた。○学校全体に在日韓国・朝鮮人生徒を正しく受けとめてゆく教育が全く欠如していた。○自殺以後、三中側は自己保身に終始するだけであった、とのべ、三中教師の責任は二重の意味で重いと指摘した。

「糾す会」側は、4人しか参加していないのは三中全体が真剣に取り組んでいない証拠と三中側出席者を追求したが、これに対して細野校長は「できるかぎり努力したが、賛同を得られなかった」と、前回と同様、言葉をにごした。

この日の話し合いの焦点は、高野担任の林君やクラスメートに対する指導の誤りが林君を自殺に追いつめたのではないかと、という点であった。

「糾す会」側は、林君の自殺未遂以後の指導の誤りを自己の資質のせいに行っている高野担任の責任を追求し、自殺未遂を漏らし、その結果、級友のいじめが激しくなったことの責任を追求した。しかし、高野担任は、こうした指摘に対して、「本当に、自殺とはとらえきれなかった。いじめが、それほど根深いものとは思わなかった」「自殺未遂後、“いじめっ子”を呼んで注意したことはあるが、自殺未遂を直接話した覚えはない」と主張し続けた。これに対して、「糾す会」側は、「わたしたちの調査でも、『高野先生が、林君が

いじめられて自殺しようとまでした、といった』というような生徒の証言を得ている。そうでなければ、自殺未遂後の翌日、生徒が林君に“自殺野郎”というはずがない」と反論。また細野校長も「林君がグロリアハイツヘフラフラあがっていった、と高野担任がいった」という生徒の発言を明らかにするとともに、高野担任が林君の自殺未遂を生徒にもらし、その結果、いじめがよりひどくなったことを認めた。こうした追求に高野担任は、「直接いった覚えはないが、子供に自殺未遂を想像させる言葉があった」「私の指導のまずさから林君は死に追いやられたのは事実」とのべた。

以上が第三回までの話し合いの経過報告だが、高野担任は、この三回の話し合いで、その時そうできなかった自分の資質に帰し、実際に行なった対応に対しては、自分ではそのつもりで終始し、ただ外円を回るばかりであった。また謝罪文を出しておきながら、数人の教師に責任を押しつけ、大多数の教員に無関心を許している三中の体質が依然と変らないままであった。この体質が変らないかぎり、この事件の解決はありえない。

〔上福岡三中事件の経過〕

〔1979年〕

- 4月9日－上福岡市立第三中学校へ入学
- 6月18日－「H・O・Wなどにいじめられ、学校へ行くのがいやになり、生きているのもいやになりました。ぼくは自殺をします。さようなら、みなさん」と書き置きして自殺未遂。5時過ぎ母親が知って7時半頃担任教師宅へ電話。8時頃担任、林宅へ。10時半頃まで担任が話をする。
- 6月19日－賢一君の家出について、担任がクラス全体に話をする。H・O・Wに対して、生命の大切さなど説諭。
- 9月8日－朝、姉の友人宅前にカバンを置いて家出。母親が昼前、市内で発見、担任へ電話をする。電話の対応は「知らせるのが遅すぎる。みつかってよかった、月曜日

に学校へ来たところで林君と話をする」であった。対応は電話のみ。

- 9月9日－朝8時頃、グロリアハイツ10階付近から飛び降り自殺。
- 9月10日－告別式。学年主任が賢一君のクラスに林君の死を報告。生徒達に「追悼文」を書かせる。教育委員会に「事故調査対策委員会」を設置。
- 9月13日－「追悼文」を賢一君の霊前に供えたいと両親が、学校へ申し出る。午後3時～10時頃まで交渉、土下座までして頼んだが、職員会議の決定で渡せないと断られる。
- 9月23日－「追悼文」は教育長の判断で、学年、組、氏名が切りとられ林家へ持参。
- 11月25日－サンデー毎日にルポが掲載。
- 12月1日－市教委、事故調査委員会の「調査報告書」を読みあげる。

[1980年]

- 1月初旬－「報告書」の内容に事実と異なる点が多く、両親は自主的に事実の調査を始める。
- 2月29日－共闘会議（準備会）が、市教委・三中に公開質問状提出。
- 3月23日－共闘会議、朝霞市民会館で結成集会。
- 3月26日－共闘会議、校長、市教委と交渉。三中、警官導入排除。
- 3月27日－共闘会議、三中前で生徒にビラをまく。それをやめさせようとした校長と小ゼリ合い。
- 4月1日－「三中学校生徒自殺事故についての見解」と「児童・生徒の自殺事故防止対策」（3月21日付）を発表。事実上、12月の「調査報告書」の誤りを認めた。
- 5月19日－市教委「上福岡市立第三中学校生徒自殺事故について」、三中「上福岡市立第三中学校生徒自殺についての見解ならびに反省」を、朝鮮総連への回答として発表。
- 5月24日－NHKテレビ「ルポルタージュにつぼん」放映。その後再々放映される。
- 6月28日－第一回の話し合が「糾す会」「青

年会」（共闘会議が糾す会と名称を変更したため）と三中でもたれる。

- 7月15日－第二回目の話し合い。
- 7月21日－市教委・三中、林家に対して正式に謝罪文を渡す。
- 7月29日－第三回目の話し合い。
- 9月9日－林賢一君の一周忌が行なわれる。

【資料・林賢一君に対する上福岡三中、上福岡市教委の謝罪文】

謝罪文

故林賢一君の御霊前に謹んで捧げます
昭和五五年七月二日
上福岡市立第三中学校
校長 細野 豊印

故林賢一君の死に哀悼の意を表わし心から御冥福をお祈りいたします。

林賢一君の尊い生命が失われました。この厳粛な事実を率直に受けとめ、林君をとりまく環境の中で林君が友達にいじめられて悩み苦しみ続け生きようと救いを求める悲愴な叫びに対し、共感と受容、暖か味をもって援助の手を深くさしのべることができなかったことは教育者として悔恨の至りでありまして大きな反省をするものであります。

故人の御両親、御遺族の方々へ衷心よりお詫びを申しあげます。

林賢一君の自殺以降10ヶ月に及ぶ長期間、事故の真相解明が充分になされずに対応ができませんでしたことをお詫び申しあげますとともに、生徒、保護者、地域社会、在日朝鮮の人々に対し、この事故により生じた大きな不安、動揺や不信の念に対する教育的、社会的責任の重大さを痛感するものであります。

昭和五四年九月九日（日）朝。当時本校一年生林賢一君が市内の高層マンション、グロリアハイツから飛び降り自殺、という不幸なそして痛ましい事故が発生しました。

小さい時から手しおにかけて将来に大きな期待をよせていたでありまして御両親の衝撃、そして悲嘆、御遺族の方々の御心情また

傷手を考えますとき痛恨の思いでありまして、故人の御冥福を衷心よりお祈りするものであります。

上福岡市立第三中学校の校長以下全職員は事故の重大さに襟を正し、不幸な事態を決して再び繰り返さないためにも林君の事故の現実をみつめ、林君が自殺しなければならなかった、またそこまでおいつめられた要因、背景を考え、大きな教育上の問題として厳しく自らを問い深刻に受けとめ反省をするものであります。

人間の生命は地球より重いといわれています。事故から尊い教訓を引き出し、教育者としての熱意と愛情、使命感をもって地域社会から信頼され、差別を認めない、差別を許さない人権尊重と国際親善の教育を推進して行く所存であります。

〔以下は目次〕

一、学級集団、交友関係の中でのいじめやトラブルの実態把握やそれを察知し指導することが不十分であったことについての謝罪。

二、六月一八日の自殺未遂を家出事故と把握してしまったことについての謝罪。

三、六月一九日の生徒への指導が不十分なことにより、更に担任の不適切な言動により、林君がその後もいじめられて自殺念慮を強めていったことについての謝罪。

四、九月八日の家出事故について、自殺のシグナルが出ていたにもかかわらず適切な家庭との連絡を欠いたため、家出の要因を知り指導、援助ができなかったことについての謝罪。

五、九月九日の自殺事故発生以降の学校の対応、対応の遅れにより、御両親、御遺族の方々に礼を失してしまったことについての謝罪。

六、民族差別について。

七、担任の謝罪。

八、校長の謝罪。

〔本文〕

一、昭和五四年四月、林賢一君は新しい希望と期待をもって本校に入学してきたが、六月

一八日の自殺未遂以前、以後の交友関係、学級集団の実態把握と指導に適切さを欠き、林君が友達にいじめられることによって挫折感、孤立感、絶望感を抱き死への傾斜を強めていったと思われる、指導上いたらなかったことについての謝罪。

当時の一・六学級の実態といじめやトラブルの状況。

① 一・六学級は小学校の気分がまだぬけきらず教室は非常ににぎやかであった。授業は活発であり特に指導しにくい学級ではなかったが、男子生徒の中には、他人の言葉じりや、あやまりに対して反応が早い生徒の中には、他人の言葉じりや、あやまりに対して反応が早い生徒が数人おり、だれか集中的にかまうとそれにつられてさわがしくなり、友達のいや味アダナをいう者があった。林君も集中的に受ける一人であった。そうした学級集団に対し教師の目が届く、届かないところに限らずもっと適切な指導や援助をし、いじめやトラブルをなくして生徒一人一人が楽しい生きがいのある学級作りに努力すべきであった。

② 四月二〇日H₃は林君等を相手に数人とプロレス（遊び）をしていたが、H₁が調子にのって林君の顔をぶってしまった。林君は憤慨してH₂の左腕にかみついたが、かみつかれたH₁は更に林君を数回なぐりつけた。その後数名の生徒は林君に向かって「謝れよ」とせめたてた。

③ 期日は不明であるが、林君とEがふざけっこをして遊んでいた。それをみたH₁は関係もないのに林君をなぐった。

④ 五月十一日美術の時間、林君は美術室から一・六教室にもどり会計係Kの机の中にオモチャを入れようとしてゐたのを、鉛筆をとりかきつけたH₁がみつ「コラッ」と大声で叫び林君は「ドロボウ」の疑いをかけられた。お金を盗んだと無実の罪をかけられ、H₁、H₂、Yの三名に黒板にかかれた。その日は集金日の翌日であり集金はなかった。

⑤ 五月二五日ごろ実施した家庭訪問資料（私の毎日）の中に林君は悩み調査の項目の

ところで友達に「たまにいじめられる」と記述している。

⑥ 五月三十一日、林君は学生服をロッカーに入れておいたのに床に落ちていて学生服にマヨネーズがついていた。(調べたがどうしてついたのか不明)

⑦ 期日は不明。 H_2 が日直の日、終りの学活時 H_2 は林君にいや味を言われたという理由で西昇降口で林君を一方向的にかなり強いひざげりて胸を一〇回位けりあげた。林君は痛さに胸をおさえ泣いていた。翌日は胸が痛いと言って部活(卓球)を休んだ。

⑧ 六月二日(土)放課後の一時三〇分ごろ、班新聞作りの時、林君は昼食をたべに家に帰りみんなより少し遅れてきた。林君は遅れて「ゴメンネ」と言ったがだれも相手にしてくれないので新聞作りをだまってみていた。 H_2 は手伝わないならあっちへ行けとどなった。林君は H_2 の耳元で「アソウカヨ」と言ったので H_2 になぐられた。止めに入ったSも H_2 につきとばされた。おこった林君は H_2 の背中にかみついた。

⑨ 六月四日、⑧の新聞作りの時、林君が H_2 の背中にかみついたという理由でO、Y、 H_1 、Wは H_2 に味方し林君に集団暴力をふるった。(暴力をふるった五名には職員室前廊下に座り反省文をかかせ担任から注意した)

⑩ 六月一三日昼休みの時、一一五組の生徒七名位が一・六組の廊下にくて、Yに林君を呼びだしてくれとたのんだ。たのまれたYは教室で何度か林君をつかまえようとしたが逃げられた。それをみて廊下まっていた七名位が教室に入りこみ、林君をテレビ台の横でかこみ「ブタブタチンコ」をはじめた。(足を前に出してすわりかるく足でける遊びで小学校の時やっていた)。わずかの時間であったが終わり七名位の生徒は引きあげていった。その後林君はYによけいなことをしたとかかってきてけんかとなった。林君はYに押えつけられたので逆襲し、Yの右手親指をひねってしまった。

⑪ 期日は不明。一・六教室の後の角(外側)で一・六組の生徒八名位が林君をとりかこみ

「ブタブタチンコ」をした。林君はとびはねて逃げたので H_2 が追いかけて足をつかんだが、その時はみんな解散して終わった。

⑫ 六月十九日、担任は学級全員の生徒に林君をいじめないように指導。特にいじめた生徒を図書室に呼んで反省文をかかせ、指導した。然しYはその後教室に帰り林君に「自殺野郎」といって林君を更においつめた。(当日以降は林君に自殺野郎の他に何か言ったと思うと述べているが言葉ははっきりしない)

⑬ 六月二二日の学級日誌「学級の話しあい出来ごと」のらんに「また掃除の時間に林君を三〜四人でいじめている人がある。T君がはいてないと出たため注意したら相手がいってきたのが三人四人とふえてきた」……原文のまま。

このことはTが林君がはき手なのにはいっていないと思って注意したところ三人四人とよってきて口々に林君をいじめた。だからみんなでいじめないようにしようと言う記述。

⑭ Tと林君は体育館でいや味のいいあいをしていて、Tは林君は体育館でいや味のいいあいをしていて、Tは林君を強くけとばした。又Tは林君を一階便所まで追いかけてなぐった。いづれも期日は不明。

⑮ 九月初めSが林君のカバンを故意にふみつけた。林君はそのお返しをした。二回位あった。

⑯ 九月九日、英語と理科の二時間続きの自習時間に静かに自習しようという約束があったが、林君はだれかにいたずらされて「止めるよ」と言って声を出した。SかYか不明であるが罰として歌をうたえと言った。(小学校の時、生徒達の約束で自習時間に騒ぐとその生徒は罰として歌をうたうことになっていた学級があった)。林君は僕は歌がへただから逆立ちをやるといい黒板の前で逆立ちをした。

⑰ 九月七日水泳大会の時、一・六組は最下位の成績になったのでみんなにもっと早く泳げないのかよと林君はけなされた。水泳大会の選手決定は七月一八日ごろ相談されたが、その時林君は平泳ぎで、 H_1 は自由型と決った。

然し林君は自由型が、 H_1 は平泳ぎが得意であったので二人の間で大会当日交替しようというようになっていた。

大会当日体育委員Sを通して選手変更願を出したが許可されず林君は平泳ぎで出場し最下位。 H_1 は自由型で出場、最下位から二番目となった。

⑮ 卓球部の同級生Kは廊下で林君を何人かでとりかこんで暴力をふるっていたのを見たと言っているが、期日、だれがやったかは不明。

⑯ 期日は不明。(土曜日)上級生Yは昼食をたべに家に帰り学校にきたところ林君も家からきたところだったので体育館二階の卓球台で練習をしていた。そこに荒川の方にトレーニングに行った卓球部員が帰ってきて腰をおろし休んでいたが、練習をしている林君のうしろから「林ずるいぞ、ずるいぞ」とせめた。上級生Yがたまりかねて「何がずるいんだ。止めろよ」と注意したのでせめたでいた同級生は止んだ。

⑰ 期日は不明。Oが部活(卓球)から帰ってきた。その時泣いていたのでどうしたと H_3 が聞くと、Oは林君が僕のいや味を言っていたと聞いたと言った。 H_3 は「くやしいか。やりたないならやってこいよ、仕返ししてこいよ」と言った。Oは「ウン」と言って次の日一階昇降口の所に林君を呼び出しOと林君はけんかをした。けしかけた H_3 の他数名の生徒がまわりをとりかこみけんかを見ていた。上級生が止めに入りけんかは終わった。

⑱ 入学してから自殺するまで林君をいじめてごめんなさいという生徒が出てきた。その生徒は林君の悪口(親の職業を侮蔑、本人を侮蔑し、精神的苦痛を与えた)を一日おき位に言ったり、黒板にかいたと言っている。

⑲ 五月二四日NHK放送に自ら言っているように一日おき位に林君をつついたり、けとばして暴行を加えたとも言っている。(在校生も認めている)

⑳ 林君が学校生活の中でまともなことをやっても、友達はそれを認めようとしない場合もあったようである。例えば体育時逆立ちし

ても(最も得意で上手であった)みんなは心から賞賛しないで(教師は認めていた)かえて「イバルナ」というかんじであった。

これらの林君にかかわる事象の中でいえることは、林君は常に孤立した立場にあり、けんかやトラブル、暴力行為で相手側にはいじめの中心になる数名の生徒がいて、そこに何人かの野次馬的存在の生徒がとり囲むという状況があったことが認められます。

また前記の把握した事象の他に教師の目の届かないところで行なわれるいじめの行為等、把握できない場面もあり調べてみたが、日時の経過等ではっきりしないところもありました。

以上記したように林君へのいじめは単なる生徒間の日常おこなわれるトラブルばかりではなく、林君は陰惨、陰湿な肉体的、精神的暴力も受けていたと思われます。

林君が学校生活の場で、上記のことがからから、みんなにいじめられ孤立感や疎外感を強め、悩み君しんでいたことを担任や他の教師たちが察知できず、林君の心の中に敗北感、孤立感が強まり思いを強くしていった状況が考えられます。

このような状況を担任、学校としての確に把握し、適切な指導、助言の手をさしのべることができなかったことは、故林賢一君並に御両親、御遺族の方々に対して深くお詫びを申しあげるものであります。

二、自殺のシグナルを見落してしまった。六月一八日林君は「H・O・Wなどにいじめられて、学校に行くのがいやになって、生きているのもいやになりました。ぼくは自殺します。さようならみなさん。」と遺書を残して家出しました。その時、何故自殺の念慮をもったのか、いじめられているというのがそれはどういうことなのか、その要因、背景等について暖か味のある心のふれあいによって、心を開かせ適切な対処及び指導、援助がなされなかったことについての謝罪。

六月一八日の林君の自殺未遂事故を家出事

故と把握し、認識してしまった。遺書を残して→自殺未遂→帰宅その時共感と受容、暖か味をもって接し両親と共に林君を励まし、苦しみや、悩みを解消してあげる姿勢が不十分でありました。

自殺すると遺書を残して家出したことは、自分の絶望的な気持ちを周囲に強く訴えようとする人間関係の希求であり精一杯の救いを求める信号であったと思います。林君は自分におそってくる心身の苦痛に耐えられず最後の手段行動に出たものと思います。

① 担任は当日夜、家庭からの電話連絡で「賢一が書き置きをして家出した。心当りを探している」ということなので担任は探しながら林宅へ着いたが林君は既に帰宅していた。本人は疲れている様子なので声をかけ休んでもらうように頼んだ。その後、御両親との話の中で学校で「いじめられる」と言うことに話の重点が移り「遺書」→「自殺念慮」についての検討が不十分に終わってしまった。

② 六月一九日朝八時三〇分ごろ（職集直前）担任から「書き置き」を示されて昨夜の報告を受けた教頭は「遺書」の内容把握に不十分な点があり「いじめられて」→「家出した」と受けとり自殺のシグナルであったことを見落してしまった。

③ 同日朝、職集後担任より「書き置き」を示されて報告を受けた学年主任は自殺の恐れも心配し危機感をかんじながらもそれについての対応は不適切なまま「いじめられ」「家出した」に重点が移り、その後の対処、指導に移ってしまった。

④ その後（同日）教頭から報告を受け、その後林君が帰宅したという安堵感から「いじめられる」にウェイトがかかり自殺のシグナルとしてとらえることができなかった。

⑤ 担任が「遺書」の存在を知りつつも単に「家出」としてとらえ「自殺未遂」として深刻にとらえきれなかった判断上のあやまりがあったことはまことに申し訳なく思います。

⑥ 学級での現象面、けんか等のことに目に移り、その後林君が抱き続けた疎外感、孤立感を救い得なかった。

⑦ 「書き置き」＝「貴書」＝「自殺のシグナル」に対し、その信憑性並に背景、要因を組織的に検討しなかった。

⑧ 六月一九日以降における林君の指導・援助に、林君が家に帰ったことによる安堵感、その後の林君が普段と変わらず登校してきているなど、家出事故は解決したという判断が、その後の事故に及ぶまで、林君の自殺念慮に対する指導・援助の盲点となった。

⑨ 林君が悩んでいた「いじめられる」ということについて担任は学級集団へ仲間作りの観点から林君のことを配慮しつつ指導・観察を行ったが、その際の指導の中に林君の「深い悩み」＝「死をも決意したところまで追いつめられていた」、そのものを理解し得なかった。

⑩ 教師の見えていないところで行なわれる交友関係の中で「いじめたり」「いじめられたり」することに把握をなし得ず結果として指導の適切さを欠いた。

以上のように学校における林君の「自殺のシグナル」のとらえ方にそれぞれ適切さを欠いた点があり、更に組織的な対応、指導を行い得ず、そして九月九日の悲劇につながってしまった。このような禍根を残したことは校長以下全職員反省するとともに御両親、御遺族の方々に深く謝罪をするものであります。

三、六月一九日の生徒への指導が不十分なことにより、更に担任の不適切な言動により、林君がその後もいじめられて無視され、疎外され孤立化して自殺念慮を強めていったことについての謝罪。

① 担任は朝の学活時、学級全員の生徒に林君の昨日の家出のことを表現をやわらげて話し、林君の苦しみを考えてやるように指導した。

更に放課後遺書に名前のある三名の他、林君をいじめたという二名計五名の生徒を図書室に呼び注意をし反省文をかかせたが、その際自殺未遂について生徒が知ることになったことを率直に認め申し訳なく思います。

② 林君には個別に遺書を残して家出（自殺

未遂)した理由を聞いたがはっきりした返事はなく自分で考えこんでいるようであった。返事がないので担任の方から「いじめられたから」と聞くとうなずくだけであった。今考えるとこの時更にもっとくわしく理由を確認しておくべきだったと悔やまれます。ほんとうに申し訳なく思います。

四、九月九日の家出事故について、前に自殺のシグナルが出ていたにもかかわらず適切な家庭との連絡を欠き、家出の要因を知り指導、援助ができなかったことについての謝罪。

担任は朝の学活で林君の欠席を確認、家庭へ電話連絡したが通じなかったので第二時限の休み時間に姉由美さんに聞いたところ(今朝同級生Kの家の垣根のところに弟の白い「さげかばん」があったとのことだったので心配になり母親に赤電話で連絡したとのことであった。そのうち姉由美さんの担任が教室に行ったので友達と教室に行った。姉と同行した友達はKとN…後の調べでわかる)Kから知らせを受けて家に電話したと言っていた。第三時限家庭に連絡したが通じないので父親の勤務先に電話した。出かけているとのことなので帰り次第学校に連絡されるよう依頼、第四時限終了後姉由美さんと呼び至急に帰ってみてほしいとたのんだ。

午後一時ごろ母親より連絡があり保護者のもとに無事保護されたとの確認ができたために安心し、六月一八日の自殺未遂と結びつけることができず、家庭訪問をしなかったことはまことに申し訳なく思います。

学校主任への報告は午後五時近くなり(主任から管理職への報告はない)教頭への報告はなされず(校長は出張中)学校としての対応、対応は不充分でありお詫びいたします。

五、九月九日自殺事故発生以降の対応、対応の遅れにより、御両親、御遺族の方々に大変礼を失しましたことについての謝罪。

① 事故発生の連絡を受けた教頭は何をおいても御遺族宅へ駆けつけるべきであるのに、それをなし得ず弔問の時間がいちじるしく遅

れ御遺族の方々に大変礼を失しました。

② 午後七時すぎ、校長、教頭、各学年主任、担任等学校に集合したのち事故状況の把握に手間どり、更に来校していたマスコミ関係者等への応接に適切さを欠き、御遺族への弔問が更に遅れ大変礼を失しました。

③ 九月一〇日一・六学級の生徒に追悼文の作文指導をしたのですが、その際担当者の生徒への指示等に適切さを欠いた点があり又九月一三日御両親が来校され追悼文の要求を受けた際、学校の不手ぎわから混乱し校長は追悼文を書いたことを知らず、御両親に対して一貫性を欠いた応接をし、適切な措置をとれずはなはだ礼を失してしまいました。

④ 事故後、担任、教頭、校長ともに心身に異常をきたし倒れて入院してしまう結果になったこと、特に校長、教頭は管理職として御遺族はじめ学校の生徒、保護者、地域社会に対しても大きな不信任、不安感を与えたこと、医師のすすめとはいえ責任を重く感じるものです。

⑤ これら一連の学校事故に対する対応の不適切さ、遅れなどから事故の原因究明、調査等が遅れてしまい、林君の御両親の手による「いじめの状況」調査という、まことに耐えがたい行為まで行なわせたことになり、御両親のお気持ちをいちじるしくきづつけ、更に関係した生徒、保護者、地域社会に対しても不安や動揺また心のきずを残す結果となったことなどひとえに学校の事故後の対応、対応の不適切、不充分さから招来したものととして深く反省しお詫びを申しあげます。

六、民族差別について。

日本人にとって在日朝鮮人を外国人とみないでなんとなく日本人として見てしまう、朝鮮人であることを知らなかった、だから民族差別は存在しないという意識があることは、我が国における在日朝鮮人のおかれている事実を歴史の上からも、制度上からも考えた時、その認識が誤りであったことを深く反省するものです。

本校生徒の中に林君が朝鮮国籍であること

を知っている者もいました。

生徒をとりまく日本人の地域社会の中に対朝鮮観及び対朝鮮人観が民族差別と偏見となつて精神構造の内に意識すると意識しないとかかわらず全くないとは断定できないと思います。従つて生徒達の中にそうした差別感情が全くなかったということはできないと思います。

五月二四日のNHKの放送でも一生徒が「いじめ」は「林君が朝鮮人であることと関係がある」とのべているところからも、林君に対する「いじめ」と「民族差別」には相関関係があったと認められますが、そのことを担任校長等関係教師は知らず又思い至らず、林君の自殺の原因究明と本質の解明等に混乱を与えました。生徒のこのような発言を率直に受けとめ、このような認識のもとに困難ではあります人間尊重、国際親善を基盤とする学級造りをする中で教師と生徒、生徒と生徒の信頼関係をとりもどし、つちかう中で差別をにくみ、許さず、そしてなくして行く人間の育成に努力していかなければならないと思います。

七、担任の謝罪。

このたびの不幸な事故に対し、かえすがえすも申しわけなく思います。

今私が心から悔んでいるのは、六月一八日の「家出」の件について、自殺未遂として深刻にとらえられなかったことです。遺書まで受けとりながら帰ってきた賢一君の行き場のない悲しみや苦しみが隠されていたのを正しく受けとめることができなかったことです。

この時、御両親と一諸になって賢一君の苦しみや悩みを受けとめ、その背景を正確に認識したうえで家庭と学校とが密接な連絡をとり、賢一君の心を開くことができたならこのような不幸は防げたと思います。

それまでも、たびたびあった「いじめ」についても、ひとつひとつを個別の「けんか」としてとらえ、なぜ他の子供が賢一君をいじめたのか、その背景と、いじめられた賢一君の心理状態について十分に思い至らなかった

ことは教育者として強く責任を感じます。

賢一君のこれまでの生育歴、家庭環境などを適切につかむことが不十分であつたばかりに賢一君の内面にはたらきかける指導ができなかったことを心から申し訳けなく思います。

九月八日の家出の時も家庭との連絡をとることにけんめいになり、欠席の確認ができたこと、無事に御両親のもとに帰り、御両親から賢一君に話をしてくれたことを聞いて安心してしまい、直接に賢一君、御両親と深く話し合うべきであつたのにこれをしなかったことが悔やまれます。

とり返しのつかない賢一君の死に対し、大変に遅れ時機を失しましたがここに改めて賢一君の霊と御遺族に深くおわび申し上げます。

担任 高野豊子^印

八、校長の謝罪。

故林賢一君の悲しい事故についての対処、対応、原因の究明に適切さを欠いた点を率直に認め申し訳けなく思います。

本校生徒のかけがえのない尊い生命が失われた厳粛な事実の前に、所層〔ママ、属?〕職員を監督し管理運営の任に当る校長として責任を重く感じているものであります。

二度とこのような不幸を招かないために深く反省し問題点をあげ、学校の組織をあげて今後の指導対策に当る決意であります。

校長としていたらなかったことはまことに申し訳けなく思っています。御両親、御遺族の方々に深く謝罪をいたします。

故林賢一君の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

校長 細野 豊^印

謝罪文

故林賢一君のご霊前にぬかずき謹んでご冥福を祈りつつ故人・ご遺族に対し謝罪文を捧げます。

昭和五五年七月二一日

上福岡市教育委員会^印

追悼文の中に「林君いじめてごめんね、ご

めんね」とあるように、どんなに謝罪しても、もう帰らない冷厳な事実全く申しわけないことになってしまいました。

ご両親、ご遺族の方々に対してもどうお詫び申し上げてよいか判りません。

思うに故人が小さな胸の中で苦しみ考えもだえどうにもならなくなって死を選んだということがうかがい知ることができます。ここに関係したものは勿論、大人達が真剣に考え理解し認識しあい故人の死を無にしないように教訓を学びとりこのような悲劇を再び起さぬよう万全の方策をたてていくことが急務であると痛感しております。そのことをご霊前にお約束申し上げます。

今回の事故については教師の教育、指導等に関する問題が大きく影響していたことはいなめない事実であり、該当者をはじめ学校サイドの生徒ひとりひとりに対する生徒理解の不十分さが指摘される。住民の信託を受けての教育公務員として真の教育愛と使命感が問題であり教師の教育姿勢について教育委員会として指導、監督に徹底さを欠いたことを深くお詫び申し上げます。

差別はあってはならない許してはならないと理解はしているであろうが故林賢一君の場合のように実際の場にあった事では困難性が存した。教育者として真剣に取組み、実践事例の研究は勿論、研修に専念し今後差別問題に対する正しい認識と実践を推進していきたい。このような差別問題に対する姿勢を教育委員会として指導・監督すべきでしたが、不十分さがあったことを心からお詫び申し上げます。

一、報告書の不備について

昭和五四年一二月一日付の事故対策委員会の報告は学校側のものを列挙した形になり具体的な調査がなされず一部において極めて真実に乏しいものであることはいなめない。更に教育委員会の見解も添付されていなかったため誤解を生む結果になり取組みの姿勢に不手際のあったことは誠に申訳なくお詫び申し上げます。

二、早期解決をなしえなかったことについて

自殺事故より一〇ヶ月の長い日時を要した。ご遺族をはじめ多くの方々に不信と不安と疑惑と混迷を与えたことは学校と教育委員会の初期対処の拙劣さと事故把握の適切さを欠いたこと、甘さがあったこと就中教育委員会の積極的な行動、指示助言等の不足もあったためと反省し責任を感じております。

責任を明確にして処分等に対処していきたいと考えております。心からお詫び申し上げます。

三、追悼文の扱いについて

ご遺族に手交するまでの間に混乱が生じ極めてご不快な気持ちを抱かせてしまいました。何ともお詫びのしようがありません。

学校、教育委員会の間においても対応の差異が生じ氏名をカットした失礼等重ねてお詫び申し上げます。

四、民族教育について

教育委員会として外国人であるという指示、連絡が事務的に扱われて学校共々細かな配慮指導の留意が欠けていた。

民族差別が潜在的にありそれがいじめの底流となってこの事故を招きました。今後はこれを契機に外国人国籍の児童生徒に対し現場の教師が理解と認識をもってどう対処し指導したらよいか指標というべきものを意欲的に取組み県教育委員会の指導を受け協議し研究して参りたいと考えます。

この重かつ大なる事に気付かなかったことに対しても心からお詫び申し上げます。

教育委員会としても最も重要な点を深く反省し自ら襟を正し実態をよく把握し指導・監督を強化し徹底すべき事項は徹底し指導を行うと共に認識を再確認し教育行政を推進してゆく覚悟です。

心からご霊に謝罪申し上げます。

ミニ情報

■教員採用国籍条項問題

〔兵庫〕

兵庫在日朝鮮人教育を考える会（代表・上垣正明）は、8月27日兵庫県教員採用試験の応募資格から「日本国籍を有する者」と規定した国籍条項を撤廃するよう兵庫県教育委員会に要請書を提出した。考える会は、県の姿勢は差別をなくす指導を行うべき行政の立場に反し、時代のすう勢にも反するとして運動を広く展開しはじめている。

〔名古屋〕

兵庫と同様に、名古屋でも在日朝鮮人生徒の教育を考える懇談会（代表・小原博樹）が愛知県知事と教育長あてに公開質問書を10月3日付で提出している。

〔滋賀〕

「在日外国人の教員採用は帰化が条件」との方針を全国ではじめて公式に打ち出し、「同化政策ではないか」と強い抗議を受けていた滋賀県教委は、6月24日抗議を受け入れ、①来年度の選考試験から全面的に帰化条項を削除する ②本年度はこのまま実施するが外国籍でも臨時講師か非常勤講師としての道を開き、さらに正式採用への道も検討する、との方針を明らかにした。この帰化条件に反対運動を続けていた在日韓国・朝鮮人の就職差別を考える会（京都）や朝鮮を考える会は、今回の県教委の修正方針に一定の評価をしながらも、今後の成り行きを注視していくとの態度を表明している。

川崎市でも同様の事件が表面化してはいないが起きている。やはり帰化条項あるいは条件を設定しているようである。

東京ではすでに国籍条項が撤廃されているものの、昨年都の教員採用試験を通った在日朝鮮人は、今まだに採用校が決定せず、一年

間の有効期間が終わろうとしている。

一方、類似した問題として国公立大学の外国人教授任用問題は、法案化させるまでにこぎつけてはいるものの、大学人の閉鎖的体質とあわせ日本政府の排外的な姿勢に直面している。

■第二回在日朝鮮人教育研究全国集会

在日朝鮮人教育研究全国集会が8月29日・30日大阪で、日本人教師・教育研究者・地域団体関係者が集まる中で開催された。

今回の集会では、①「朝鮮を正しく教える」教育内容、②民族学級、クラブ子ども会朝文研等——自主活動、③在日朝鮮人児童、生徒の進路保障、④地域活動と学校教育の4分科会が設定され、報告・討論がなされた。

二日目の全体集会で「総括」に立った内山一雄氏（大阪市教育研究所）は、「上福岡三中事件など、排外と差別の現状があらためて報告の中で浮き彫りされたが、それに対する取り組みの弱さは、私たち教師自身の問題である。本名使用という当たり前の人間の営みが疎外され、子供たちは同化の波にのみ込まれ、（一世にとって）恨み重なる日本人になろうとしている。私たち教師は、子供をまん中におき、親と子供をつなぎ、地域をつなげていく教育と実践をさらに深めていく必要がある」と結んだ。

■権益擁護闘争

〔大阪市〕

民団大阪地方本部は8月4日、大阪市に対して、市職員の採用、民族学校への助成金、児童手当の支給、就学案内状の送達など14項目にわたっての行政差別撤廃を申し入れた。

大阪市周辺の市が差別撤廃を打ち出す傾向にあるなかで本丸ともいえる大阪市はいまだ撤廃には踏みきっていない。

大阪市への行政差別撤廃要求は、1974年頃より、さまざまな団体によって申し入れがされているが公営住宅の入居資格を認めたのみである。

なお大阪府に対しても同様の要求がされて

いるが、市と同様に府も政府見解を盾にとって差別撤廃に踏みきっていない。

ちなみに大阪府下で市職員採用に踏み切っているのは、八尾、交野、河内長野、四条畷、富田林、岸和田、茨木、守口、高槻市等の18市が門戸解放をしている。

〔京都市〕

民団京都より市に対して地方公務員採用に関する要望が出されていたが、このほど京都市は採用拒否の姿勢を示した。

〔山口県〕

山口市、柳井市に次いで小野田市も児童手当の支給を決めた。

〔富山県〕

富山市、高岡市、深川市の三市が4月1日より児童手当支給を決めた。

■国民年金問題

日本の社会保障の頂点ともいわれる国民年金問題は、在日韓国・朝鮮人の国民年金を求める会の先駆的働きによって関西にも大阪在日韓国・朝鮮人の国民年金を求める会が発足し、民団組織も全力投球するといった具合に運動が広がってきている。

国民年金裁判の金鉉鈞さん裁判、豊田金次さん裁判もいよいよ本論部分に入り、今後の成り行きが注目されている。

一方、排外主義的態度に終始する厚生省とは対称的に、地方自治体レベルでの年金適用の県への要望が相次いでいる。昨年末には日本全国市長会と同全国町村会が要望を決議し、この7月18日には日本全国知事会が決議している。

■外国人登録法の一部改正

1980年5月14日に外国人登録法の改正案が国会を通過した。

改正された点は次の四点。

1) 外国人登録申請に関して

現行法では、日本に入国した外国人は、入国した日から60日以内、出生等で日本で外国人となった者は30日以内に外国人登録を申請することとされていたが、改正によ

り、それぞれ30日間延長された。

2) 登録事項の変更に關して

現行法では、登録事項に変更を生じた場合には14日以内に届出なければならないとされていたが、改正により①旅券番号、②旅券の発給年月日、③本国における住所、④世帯主の氏名、⑤世帯主との関係、については14日以内にその変更を届出なくてもよいことになり、他の外国人登録に関係する申請を最初に行なう時に併せて届出ればよいこととなった。なお、居住地、在留資格、在留期間、国籍、氏名、職業及び勤務先の変更については従来どおり14日以内に届出なければならないとなっている。

3) 外国人登録再発行以後の有効期間に關して

現行法では、3年の途中で紛失又はその他の理由で新しい登録証明書が発給されても、もとの3年間の経過する前に確認を申請すべきものとなっているが、改正により、新しい登録証明書の発給を受けた外国人は、その後3年間は確認の申請をしなくてもよいこととなった。

4) 現行法では、再入国許可を得て出国する外国人は出国港において外国人登録証明書を提出し、再入国した後14日以内に市区町村役場でその登録証明書の返還を受けることとされているが、改正により、この手続きが廃止され、出入国の時点で登録証明書を所持していなければならないこととなった。

以上が今回の改正点であるが、常時携帯義務、指紋押なつ義務、刑罰規定等に関しては何ら変更がない。

なお、この改正は10月1日から施行される。

■入管統計資料

〔在日外国人数〕

法務省入国管理局登録課の外国人登録人員の集計(本年度3月末)によると、全在日外国人数は、775,338人で、うち韓国・朝鮮人数は、663,183人ということである。韓国・朝鮮人が占める割合は85.53%になる。

〔協定永住許可者数〕

協定1条1項該当者（協定永住許可初代）は、341,439人、協定1条2項該当者（協定永住許可第二代）は58,348人で合計すると399,787人となる。しかし、死亡した人や帰化した人たちによる減数が出ていないため、実質は35万人位であろうと推定される。

〔「不法入国」者数〕

「不法入国事の引渡件数（検挙件数）」は77年、846人。78年、646人。79年、619人と減少傾向を見せているという。

■朴元根さんに在留資格を

現在、「朴元根さんの在留資格をかちとる会」は、今年12月で再収容なる朴元根さんの仮放免を勝ちとるため、10月中旬に署名1万名分を集め、市議会・市内小・中学校会等からも「嘆願・要望書」の提出決議を要請し、11月中旬に、再度、法務省との交渉に望むという計画をたてている。

朴元根さんの場合、懲役8年の刑を受けながらも7年半無事故で1975年10月に仮出所した。しかし、この懲役8年が出入国管理特別法違反になり、退去強制令書の発付をうけて仮出所と同時に、大村収容所に収容された。

その後2年間も収容生活を送り、1977年12月23日に仮放免となり、実に10年ぶりの社会復帰となった。仮放免されてからは仕事に励み、結婚で家庭的な安息の場も得、健康で明るい生活を送っていたにもかかわらず、1979年12月強制送還のため、再び大村収容所に収容されてしまった。

「朴元根さんの在留資格をかちとる会」では、署名がとれそうなところは連絡を、と現在呼びかけている。

〈連絡先〉 〒569 高槻市野見町2-30
高槻むくげの会気付
電話0726-76-1813

■朝鮮大学校学生に対し無差別に外国人登録提示を強制

80年4月18日、朝鮮大学校（東京都小平市小川町）近くで集会に参加した帰りの同校学

生30人に対して、小平署員が無差別に外国人登録書の提示を強制した事件について調査を進めてきた「朝鮮大学生に対する人権侵害事件告発人団」（団長＝森川金寿弁護士）は9月6日、小平署の星野利男署長らを公務員職権乱用罪容疑で最高検に告発した。

告発状によると、今年4月18日午後7時半から同11時ごろにかけて小平署員数人が移動交番車で朝鮮大学校の近くに待機、都内で行われた「4・19人民蜂起二〇周年在日朝鮮青年学生中央大会」に参加した同大学生30人に対し外国人登録証の提示を強要した。

外国人登録法では携帯が義務付けられているものの、警察官が同証の提示を求めることができるのは「職務の執行に当り」必要な場合に限定されており、このような無差別な提示は許されないと主張、「朝大生、朝鮮大学校に対する弾圧にほかならない」としている。

■東京「人権センター」が発足

「在日韓国・朝鮮人人権・生活相談センター」が6月14日に発足した。

センターは「千駄ヶ谷総合法律事務所」内におかれ、相談に応じる範囲は、①出入国、在留 ②身分（親族、相続、戸籍） ③その他人権、生活に関する件、となっている。

センターがめざしているのは、①民族差別をふくむ人権問題や生活問題、在留や身分問題などで社会的救済活動を行う。②それにより問題に暗い日本人に相談を持ち込んで法外な費用をとられたり、在留問題のブローカー的存在に巨額な費用を支払ったりするケースを防ぐ——などのほかに、③判例・事例の積み重ねを通じて、最善の実務的・法的処理のノウハウを形成、提供する。④それらを通じてゆくゆくは在日同胞問題改善のための提言や啓蒙、それに必要な刊行物の発行まで考えていきたい——としている。

世話人には、民族差別事件に取り組んでいる佐藤勝巳さん（日本朝鮮研究所事務局長）尹隆道さん（民団中央企画調整室補佐）、近藤俊昭弁護士、古田修弁護士の4人。

※在日韓国・朝鮮人人権・生活相談センター

＝略称K J相談センター， 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-31-11-501

TEL 03-478-1244 (代)

相談日は毎月第2，第4土曜日の午後1時から4時（受け付けは1時から3時）。

相談料は1時間3千円。

緊急な場合は，まず電話連絡してほしいとのこと。

■人権獲得闘争連合会が国連にアピール

「在日韓国人・朝鮮人の人権獲得闘争連合会（代表・崔昌華氏）」は9月1日，神田のYMCAで開かれた「関東大震災・朝鮮人虐殺五十七周年，在日韓国人・朝鮮人の人権闘争五周年9・1集会」において，在日韓国人・朝鮮人の人権問題が8月19日の国連人権専門委員会で正式に議題として選ばれ，9月4日から人権委員会で討議されることを明らかにした。

同連合会が提出した嘆願書には，同連合会が1978年9月1日に元福田首相にあてた公開質問状に盛り込まれている要旨－①在日同胞の基本的な人権に対する見解を明らかにせよ，②政府レベルでの児童手当の支給実現はいつか，③公営住宅の入居はいつごろから認めるのか，④国民金融公庫の融資を認めるよう行政指導するのか，⑤在日同胞に参政権を認めるべきと考えるが，一以上の五項目の要旨に，「国民年金に加入できない問題」「何代住んでも居住権が保障されない問題」「就職の問題」などを加えた現在の差別状況を述べたものと，在日韓国人・朝鮮人の歴史的背景の説明に主眼をおきながら，国籍を奪われた「金鐘甲氏裁判」，家族離散の現実をついた「朴煥仁氏のケース」，さらに国籍に関する論文『領土変更と在日韓国・朝鮮人の国瀬』（崔昌華著）などをまとめた内容になっている。

■「樺太・同胞の帰還を」，国連に陳情

樺太（サハリン）に抑留されている韓国・朝鮮人（推定二万人）の帰還のために活動を続けている「樺太裁判実行委員会」は8月6日，陳情書と英文パンフレットを国連人権委

に提出。樺太裁判が始まって3年，遅々として進まない帰還に，日本国内世論だけでは早期実現は無理として，国連ワルトハイム事務局長，同人権委員会に陳情書と英文パンフレットを提出した。

■誤認逮捕で国家賠償を請求

昨年，奈良県下で起きた金庫破りの犯人として誤認逮捕されたが，真犯人が捕まり，無罪判決が確定した大阪の朴正剛氏はこのほど「判決で無罪になったもののずさんな捜査と脅しや誘導で犯人にでっち上げたやり方で逮捕，拘置，起訴されたことによる損害を受けた」と，国（法務大臣）と奈良県（奥田良三知事）を相手取り，640万円の支払を求める国家賠償請求訴訟を大阪地裁に提訴した。

■偏見と差別がおこした事件

8月6日の毎日新聞の報道によれば，在日朝鮮人（朝鮮籍）であることを理由に交際中の女子大生から結婚を断られ，女子大生を5時間近く監禁し，罪に問われた元京都工芸繊維大学生，朴鳳春氏（24才）に対し大阪地裁刑事14部の滝川義道裁判官は「朝鮮籍に対するいわれなき偏見と差別を受けた心情は理解できる。被告は苦学して大学に進学しており，社会での更生が期待できる」と懲役2年，執行猶予3年（求刑懲役3年）を言い渡したという。

判決によれば朴氏は大阪の日本人女子大生と交際，結婚の口約束をしたが，女性の両親に「私は朝鮮籍」と打ち明けたところ偏見に満ちた言葉で断られた。その後朴氏は女性に対し「お前を殺してオレも死ぬ」といって監禁し10日間のけがを負わせた，という。

滝川裁判官は判決で「警部の腹をナイフで刺した時は心神こう弱状態だったが，監禁行為などは正常の意識だった」と述べたうえ，「朝鮮人に対する偏見と差別がこの事件の大きな原因である。被告の勉強心や努力を考えれば実刑にするより社会内で十分更生できる。被告も今後は強く生き抜け」と論じた，ということである。

■在日韓国人の博士は62人

民団中央の集計によれば、韓国籍の在日同胞学者（博士号所持者）の数は62人であるという。この数はあくまでも民団が把握している博士号所持者の数であり、「朝鮮籍」は含まれていないため、在日同胞学者の実数はこれをかなり上回るものとみられる。

韓国籍の在日同胞学者62人のうち、医学博士24人、工学博士11人、経済学博士5人、理学博士4人、農学博士4人、政治学博士3人、哲学博士3人、文学博士2人、法学博士2人、

神学博士2人、海洋地質学博士1人、地質学博士1人となっている。

■ イギリスでも公民権運動

イギリスで黒人たちが地位向上を求めて大同団結し、黒人指導者が一堂に会して新しい有色人種組織結成を決議した。米国の黒人公民法運動と同じような権利要求運動を展開するという。アングロ・サクソンの支配的な英国でも、白人対黒人の人種問題がついに政治の前面に登場してきたといえる。



編 集 後 記

■ 31号の民闘ニュース，遅くれて申し訳けなく思います。

■ ニュース作りの西も東もわからぬまま手掛けました。いく夜と寝れぬ夜があったことか，と恨みつらみもありますが，どうにかこうにかできあがり喜しく思います。

■ 深海に棲む魚は，自らが光をはなたなければ何処にも光のない世界に棲んでいます。この民闘連ニュース，民族差別と闘う人々にとって光となれば，と願ってやみません。

■ 第32号は，第六回民闘連全国交流集会の特集号の予定です。

L・K

発行日 1980年10月15日 №. 31 号 頒価300円
発行人 李 仁 夏
発行所 民族差別と闘う連絡協議会
在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK) 内
〒160東京都新宿区西早稲田 2-3-18-52 TEL 03-203-7575
民闘連 郵便振替番号 東京 4 - 30267 RAIK 郵便振替番号 東京 5 - 30268
